

## 大阪広域環境施設組合事業所人権行政推進委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合人権行政推進委員会設置要綱第6条に基づき設置する大阪広域環境施設組合事業所人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、工場をいう。

### (協議事項)

第3条 委員会は次のことを協議する。

- (1) 事業所における人権教育・啓発・職員研修に関すること。
- (2) 大阪広域環境施設組合人権行政推進委員会から対応を求められたこと。
- (3) その他、委員長が必要と認めること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、事業所の長をもって充てる。
- 3 副委員長及び委員は、所属職員の中から委員長の指名するものをもって充てる。

### (職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。